

資料 9

「生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準値（案）」に対する意見募集の結果について

令和〇年〇月〇日
環境省水・大気環境局
環境管理課農薬環境管理室

1. 意見募集の概要

（1）意見募集の対象農薬

イソシクロセラム

（2）意見募集の周知方法

関係資料を電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載

（3）意見募集期間

令和 6 年 7 月 26 日（金）～ 令和 6 年 8 月 30 日（金）

（4）意見提出方法

- ・電子政府の総合窓口（e-Gov）
- ・郵送

（5）意見提出先

環境省水・大気環境局環境管理課農薬環境管理室

2. 意見募集の結果

（1）寄せられた意見数

- ・電子政府の総合窓口（e-Gov） 3 件
- ・郵送 0 件

（2）提出意見の総数 3 件

（3）提出意見に対する考え方

別紙のとおり

（別紙）

No.	提出された御意見	御意見に対する考え方
1	ハチに対して強毒性のようなので、誤って花に使ってしまったときに、花を処分すべきかの判断として基準値がいるのではないのでしょうか。	生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準値は、農薬取締法（昭和23年法律第82号）第4条第3項に基づき、定められた使用方法に従って使用した場合に、生活環境動植物に著しい被害が生じるおそれがある場合に該当するかどうかの基準として設定しています。 イソシクロセラムについては野生ハナバチ類がばく露する状況を避けて使用されることから、野生ハナバチ類に係る当該基準は設定不要と評価されています。 なお、農薬は使用上の注意事項等をよくご確認の上、適正使用に努めてください。
2	農薬は植物であれ人間に暴露するため必要無いです。反対します。	農薬の登録にあたっては、ヒトや環境等への影響について、最新の科学的知見に基づき評価を実施し、農薬の使用量や使用方法を考慮した上で問題がないことが確認された農薬のみ、農林水産大臣が登録を認めることとされています。
3	中央環境審議会 水環境・土壌農薬部会農薬小委員会は公開の場で行われ議事録も残っているが、＜検討経緯＞に記載されている、水域の生活環境動植物登録基準設定検討会や鳥類登録基準設定検討会は非公開で、議事録も公開されない。どのように評価を行ったのか全く不透明である。公開の場で議論するか、せめて議事録を残すべきではないでしょうか。	水域の生活環境動植物登録基準設定検討会及び鳥類登録基準設定検討会は、公開することにより企業の知的財産等が開示され、特定の者に不当な利益又は不利益をもたらすおそれがあることから、原則非公開としていますが、議事要旨を環境省ウェブサイトに掲載することで、透明性の確保に努めているところです。